

鳥取県専門研修医師支援事業(令和9年度研修開始分)募集要項

県内の医療を支える技術及び知見を備え、将来、県内の医療機関において若手医師の指導的立場に立っていただける医師を養成するため、平成20年度から「専門研修医師支援事業」を行っています。

この事業は、医師免許取得後おおむね5～10年目程度（自治医科大学卒業医師及び鳥取大学特別養成卒卒業医師は、卒後おおむね10～15年目程度）の医師を鳥取県職員として採用し、県外の医療機関等において6か月間から2年間の研修を行うものです。研修終了後は、研修期間の2倍に相当する期間を県内の医療機関で勤務して、修得した技術等を振るっていただくとともに、後進の若手医師の指導に当たっていただきます。

このたび、令和9年度中に研修を開始する医師を募集します。鳥取県の医療の向上と発展に貢献いただける医師の申込みを期待しております。

1 募集内容

(1) 応募資格

以下の全ての要件に該当することが必要です。

ア 医師法第6条第2項に規定する医師免許を有しており（平成16年度以降に取得した場合は臨床研修を修了した人又は採用日の前日までに修了する見込みの人）、医師免許を取得しておおむね5～10年目程度（自治医科大学卒業医師及び鳥取大学医学部特別養成卒卒業医師は、卒後おおむね10～15年目程度）であること。なお、自治医科大学卒業医師、鳥取大学医学部特別養成卒卒業医師及び医師確保に係る各種奨学金貸与医師は、指定勤務期間及び奨学金の返還免除要件が完了しているか、各種奨学金の制度上認められた猶予期間の範囲内で研修を実施するものであること。

イ 研修期間修了後、鳥取県内の医療機関での臨床勤務を希望する者であること（研修派遣修了後、研修派遣期間の2倍に相当する期間（※）、鳥取県内の医療機関で勤務いただくことを誓約いただきます）。

※各種奨学金貸与医師にあっては、各種奨学金の返還免除要件に規定する県内医療機関への従事が必要な期間に、当該期間を上乗せる。

ウ 希望する研修分野が鳥取県の指定する以下のいずれかに該当するものであること（臨床分野に限る）。

- ・総合医療
- ・老年医療
- ・救急医療
- ・がん診療
- ・小児、周産期医療
- ・その他鳥取県において必要とされる医療

エ 医師としての勤務に耐えられる健康な状態にあること。

オ 以下のいずれにも該当しない者であること。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・鳥取県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者

(2) 採用予定者数 若干名

(3) 採用時期 採用は、原則として令和9年4月1日を予定していますが、採用候補者と調整の上、決定します。

- (4) 研修期間、研修時の勤務場所及び業務内容等
- ア 研修期間 6 か月間から 2 年間までとします。
 - イ 勤務場所 日本国内の病院、診療所等であって、研修希望分野について高度な医療及び研修を実施していると認められるもの。(応募に当たって、研修希望内容と併せて提示してください(複数希望可)。研修受入の調整は県が行いますが、研修先病院の指導医の内諾等については、各医師で手配してください。)
 - ウ 業務内容等 臨床診療業務に従事します。
- (5) 身 分 鳥取県職員として採用します。(研修先医療機関への研修派遣勤務期間中は、派遣先の医療機関の身分を併せ持ちます。)
- (6) 給 与 研修期間中は、鳥取県の規定に準じた基本給と派遣先医療機関の規定に準じた各種手当が支給されます。
- (7) 服務、勤務時間等 派遣先の規定を適用します。

2 申込期限

令和 8 年 1 2 月 4 日 (金) 必着

「3 申請方法」に記載する全ての書類を提出してください。

3 申請方法

次の書類を下記 6 の送付先に郵送(簡易書留)により送付するか、持参してください。

- (1) 鳥取県専門研修医師支援事業選考申込書(様式 1)
- (2) 現在の勤務先の長(病院長等)の推薦書(様式 2)
- (3) 採用候補者履歴書(様式 3)
- (4) 志望理由書(A 4 版用紙 1 枚程度)
- (5) 医師法第 6 条第 2 項に規定する医師免許の写し

4 選考の方法

書類選考及び人物試験により行います。

(人物試験の日時及び場所は、後日申請者に連絡します(令和 8 年 1 2 月実施予定)。)

人物試験では 1 5 分程度、研修希望内容についての説明(プレゼンテーション)を行っていただき、その後質疑応答を行います。応募者多数の場合は、希望する研修テーマの内容、研修修了後の勤務希望の内容等を勘案して選考します。

パワーポイントを使用してのプレゼンテーションも可能です。

5 選考結果の開示

この採用結果については、鳥取県個人情報保護条例(令和 4 年鳥取県条例第 2 9 号)第 1 4 条第 1 項の規定により、次のとおり指定の開示場所の窓口で開示を請求することができます。

- (1) 開示請求ができる者 申込者本人
- (2) 開示の内容 評点の合計得点(審査員ごとの評点や、項目ごとの評点は開示しません)
- (3) 開示の期間 選考結果通知日から 1 月間
- (4) 開示場所 鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課(県庁本庁舎 2 階)

6 申請書類の送付先・問合せ先

〒6 8 0 - 8 5 7 0 鳥取県鳥取市東町一丁目 2 2 0

鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課医療人材確保室(担当: 西田)

電話: 0 8 5 7 - 2 6 - 7 1 9 5

ファクシミリ: 0 8 5 7 - 2 1 - 3 0 4 8

電子メール: ishikakuho@pref.tottori.lg.jp